



旭川市 病児保育事業の ご案内

病児保育事業とは

児童が病気や怪我の時、仕事などで保護者が家庭で保育できない場合に、一時的にその児童の保育や看護を行う事業です。市内に居住し、保育所等に通っている生後5か月から小学3年生までが対象です。

利用方法 (ネット予約サービスを利用して予約します)

①アカウントの作成 (初回利用時のみ)



②施設登録 (施設初回利用時のみ)



③予約の申込み

予約申込みは利用日の前日正午以降に可能になります。

「今すぐ予約する」または「施設を探す」からご利用したい施設を選択し、予約申込みをしてください。

※予約後に施設から受入可能な旨の連絡が来て初めて利用が確定します。

④利用

申込み後、利用しない場合は必ずキャンセル操作をしてください。

※複数施設を利用する場合は、それぞれの施設を施設登録する必要があります。



「テオテ」
操作方法 (動画)



病児保育事業について

利用定員：各施設1日3名

実施日時：月曜日から土曜日 午前8時から午後6時まで

※ただし、祝日・12/30～1/4まで休園

利用期間：原則7日以内

病児保育

対象：病気の急性期にあって、集団保育が困難
であること

利用料金： 5時間を超える場合 2,000円

5時間以内の場合 1,000円

同一疾病による連続2日目以降

1日 1,000円

※給食費は別途300円が必要

※お迎えサービス料金は1日500円が必要

お迎えサービスとは：保育所等で児童が体調不良になった際、保護者に代わって病児保育室の看護師が保育所へ迎えに行き、診察後、病児保育室で預かるサービスです。（要電話連絡）

病後児保育

対象：病気の回復期にあって集団保育が困難
であること

利用料金： 5時間を超える場合 1,700円

5時間以内の場合 850円

同一疾病による連続2日目以降

1日 850円

※給食費は別途300円が必要

利用に備えて、まずはアカウント作成
施設登録をお願いします



【病児保育】

北彩都病児保育室

まほうのちから

旭川市宮下通11丁目1

電話 0166-74-5334

【病後児保育】

ほのぼの保育園

旭川市春光3条7丁目

電話 0166-53-4103

【病後児保育】

永山おおぞら認定こども園

旭川市永山5条15丁目

電話 080-5989-1548

※令和7年4月1日開始

事業の詳細（旭川市HP）



アカウント作成～予約、テオテ操作はこちら



LINE操作の方↑



WEBサイト操作の方↑

担当：こども・女性・若者未来部 こども保育課

TEL： 0166-25-9106